

第2部 本市を取り巻く状況と課題

第2章 川越市の概況

- 1 市の概況
- 2 将来動向

第3章 現状と課題

- 1 第二次計画の現状と評価
- 2 緑の計画改定版の現状と評価
- 3 川越市の環境に関するアンケート調査結果の概要
- 4 今後の課題



川越市環境月間ポスターコンクール(平成27年度)
金賞 高橋ひなたさん(川越小学校1年生)の作品



川越市環境月間ポスターコンクール(平成27年度)
金賞 水村佳世さん(霞ヶ関東中学校3年生)の作品

川越市の概況

1 市の概況

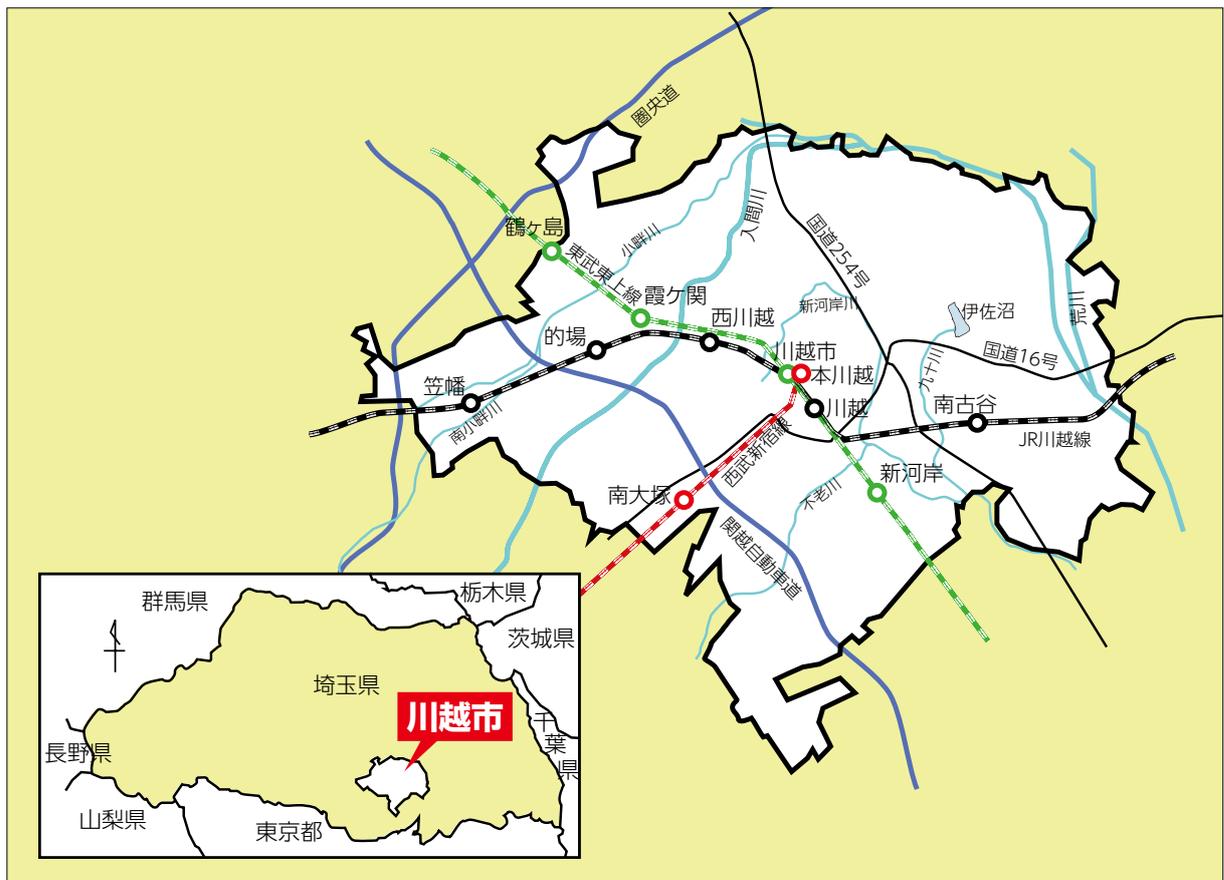
【地勢・位置】

本市は、都心から30km圏内の埼玉県南西部地域に位置しており、古くから城下町として栄え、産業・文化・経済の拠点として発展してきました。平成15年4月には県内初の中核市に移行し、平成27年1月1日現在の人口は349,378人となっています。

本市の地形は、武蔵野台地と呼ばれる台地と、荒川及び入間川沿いの低地に大きく区分されます。市の南部、西部から中央部までが武蔵野台地上にあり、その北東端に中心市街地が位置します。また、入間川右岸の入間川扇状地は、古くからの水田であり、北部及び東部は低層な沖積平野で稲作地帯となっています。

市内には、東武東上線、西武新宿線及びJR川越線の複数の駅が散在しています。鉄道の他にも、市西部を関越自動車道が南北に、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）が市北部に接して通り、国道16号が東西に、国道254号が南北に抜けています。また、この間を、主要地方道をはじめとする幹線道路が中心市街地から放射線状に伸びる構造を取り、流通拠点としての位置付けを示しています。

■川越市の位置



【歴史・文化】

大正11年に埼玉県下で最初に市制を施行した本市は、大正12年の関東大震災に際しては軽微な被害にとどまったこともあり、市内の随所に貴重な建造物等が残っています。「小江戸」という呼称に代表されるように、歴史や文化が今なお息づいているのも本市の特徴のひとつです。川越の歴史的景観を代表する「一番街」の重厚な蔵造りを連ねる町並みは、江戸時代に物資の集散地として栄え、商業によって発展してきたことをうかがわせており、国の重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けています。また、市内には国・県・市の指定文化財が多く所在しています。



■川越まつりの様子（蔵造りの町並みと山車）

【産業】

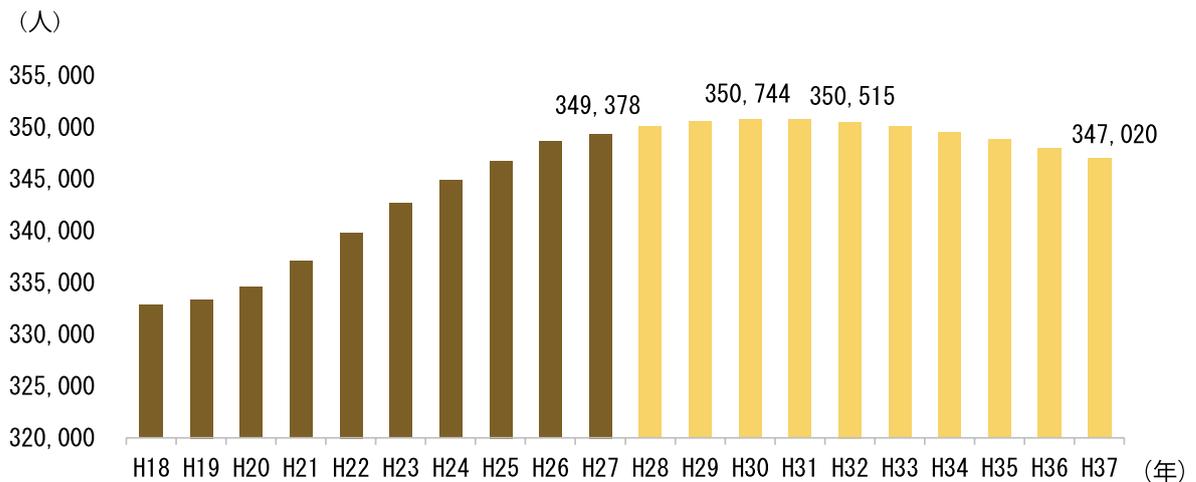
本市の産業は、県南西部地域の中核都市として商業が栄えてきました。計画的な工業団地の整備（川越狭山工業団地、富士見工業団地、川越工業団地、川越第二産業団地等）により、内陸型の工業都市として製造業、流通業などが集積しました。農業については、河川沿いに広大な水田地帯が開けており、経営耕地面積、総農家戸数とも県内の上位を占めています。さらに、川越まつり、小江戸川越春まつり等を中心に、歴史と文化を資源とする観光業も地域の魅力を高めており、平成26年には年間約657万9千人の観光客が訪れました。以上のように、商業・工業・農業・観光業がバランスよく構成された産業構造となっています。

2 将来動向

2.1 将来人口

平成27年1月1日現在の本市の人口は349,378人、世帯数は149,861世帯です。第四次総合計画では、平成37（2025）年の人口を約347,000人と推計していますが、同計画の施策を確実に行うことにより、人口35万人を目指すこととしています。

■人口の推移（各年1月1日）



出典：第四次川越市総合計画（川越市住民基本台帳）
平成28年以降は市推計

2.2 土地利用

第四次総合計画（基本構想）では、次のような土地利用構想の基本的な考え方を示しています。土地は、全ての市民にとって限られた貴重な資源であり、生活を支え、社会経済活動を展開する基盤となるものです。

このような認識のもと、自然環境の保全、育成等に努め、歴史や自然と調和のとれた魅力ある都市を目指します。

また、本格的な人口減少社会の到来、急速な高齢化の進行など、時代の潮流を的確に捉え、安全性、利便性、快適性、そして地域の特性を考慮し、総合的かつ計画的な土地利用を進めていきます。

特に土地の用途を転換する際には、自然や公共の福祉等に十分配慮し、全体として調和のとれた土地利用を図ります。

2.3 都市構造の構築

県南西部地域の拠点都市として、広域的に求心力のある、魅力にあふれ、活力に満ちた都市を目指します。

そのため、本市を取り巻くさまざまな課題に効率的かつ効果的に対応し、社会資本の有効活用を図りながら、都市機能の集約化とネットワーク化を促進することによって、誰もが自由、快適に移動できる質の高い都市として、持続可能な多極ネットワーク型の都市構造*の構築を進めます。

①集約化の促進

歴史的な文化遺産と近代的な都市機能が集約されている地域を「都心核」に、交通条件等によって地域生活の中心として構成されている地域を「地域核」と位置付け、市民生活や都市活動を支えるため、望ましい土地利用の誘導と地域ごとの特性や魅力を生かした都市機能の集約化を目指します。

また、産業の集約している既存工業団地などを「産業拠点」に、市域を取り囲む河川や樹林地、湿地や緑を「緑・アメニティ*拠点」と位置付け、それぞれの役割に応じた活性化を図ります。

(都心核の形成)

本市の中央部に位置する三駅（川越駅、本川越駅、川越市駅）周辺地区から北部市街地地区に至る中心市街地を「都心核」と位置付けます。

このうち、三駅周辺地区は「都市的活動核」と位置付け、商業や業務などの機能の充実を図ります。また、歴史的な建造物のある北部市街地地区は「歴史・水・緑核」と位置付け、商業、文化、観光等の機能を高めた魅力ある都市空間の形成を図ります。

(地域核の形成)

霞ヶ関、新河岸、南大塚、南古谷の各駅周辺地域を「地域核」と位置付け、地域社会の経済活動など市民活動の基盤として、個々の特性を生かした市街地の形成を図ります。

(産業拠点の形成)

川越狭山工業団地、富士見工業団地、川越工業団地、川越第二産業団地及び的場地区の工場集約地を「産業拠点」と位置付け、企業の誘致、工場の集約化などにより、産業拠点の形成を図ります。

(緑・アメニティ拠点の形成)

自然豊かな入間川や新河岸川の周辺、大規模な樹林地、伊佐沼周辺などを「緑・アメニティ拠点」と位置付け、潤いある市民生活を支える拠点として活用するため、保全や整備を図ります。

*多極ネットワーク型の都市構造：市の中心的な拠点だけでなく、それ以外にも鉄道駅の周辺などに、人口、産業、行政機能、医療施設等が集約した拠点が、市の中心的な拠点とそれ以外の拠点及び各拠点が互いに公共交通等でアクセスできる都市構造のこと。

*アメニティ：快適な環境のこと。生活する場所が、安全、健康的、便利、快適な状況をいう。

②ネットワーク化の促進

市民生活の質や利便性の向上のため、都心核、地域核、各拠点の連携とともに、他都市との広域的な連携を図るなど、ネットワーク化を促進します。

(都心核・地域核・各拠点の連携)

都心核は地域核や各拠点と、地域核は都心核、他の地域核、各拠点との機能の連携を図ります。そのために都市計画道路等の幹線道路整備や公共交通の適正な配置に努め、総合的な交通体系の構築を目指します。

(他都市との連携)

他都市との連携を強化し、広域的な都市活動を円滑にするために、放射状・環状に幹線道路を整備するとともに、公共交通の充実を図ります。

2.4 土地利用の方向性

都市機能の集約化とネットワーク化を基本に「都市的土地利用」及び「自然環境的土地利用」により、総合的かつ計画的にまちづくりを進めます。

また、無秩序な開発を防止し、良好な生活環境の向上を図るための諸施策を実施することにより、適切な土地利用を推進します。

①都市的土地利用

住宅地については、市民生活の質の向上を図るため、誰もが暮らしやすい住環境の整備に努めます。

商業・業務地については、地域の活性化や都市機能の向上を図るため、都心核は広域的、中核的な商業・業務地として、また、地域核は地域特性を踏まえた商業・業務地として、育成や誘導に努めます。

工業地については、生産環境と周辺環境の調和のもと、地域経済の活性化を図り、既存産業の振興や新たな産業の育成に努めます。

公園・緑地等については、人に潤いと安らぎを与えるとともに、生物の貴重な生育空間であることに配慮し、緑やオープンスペースの確保を図ります。

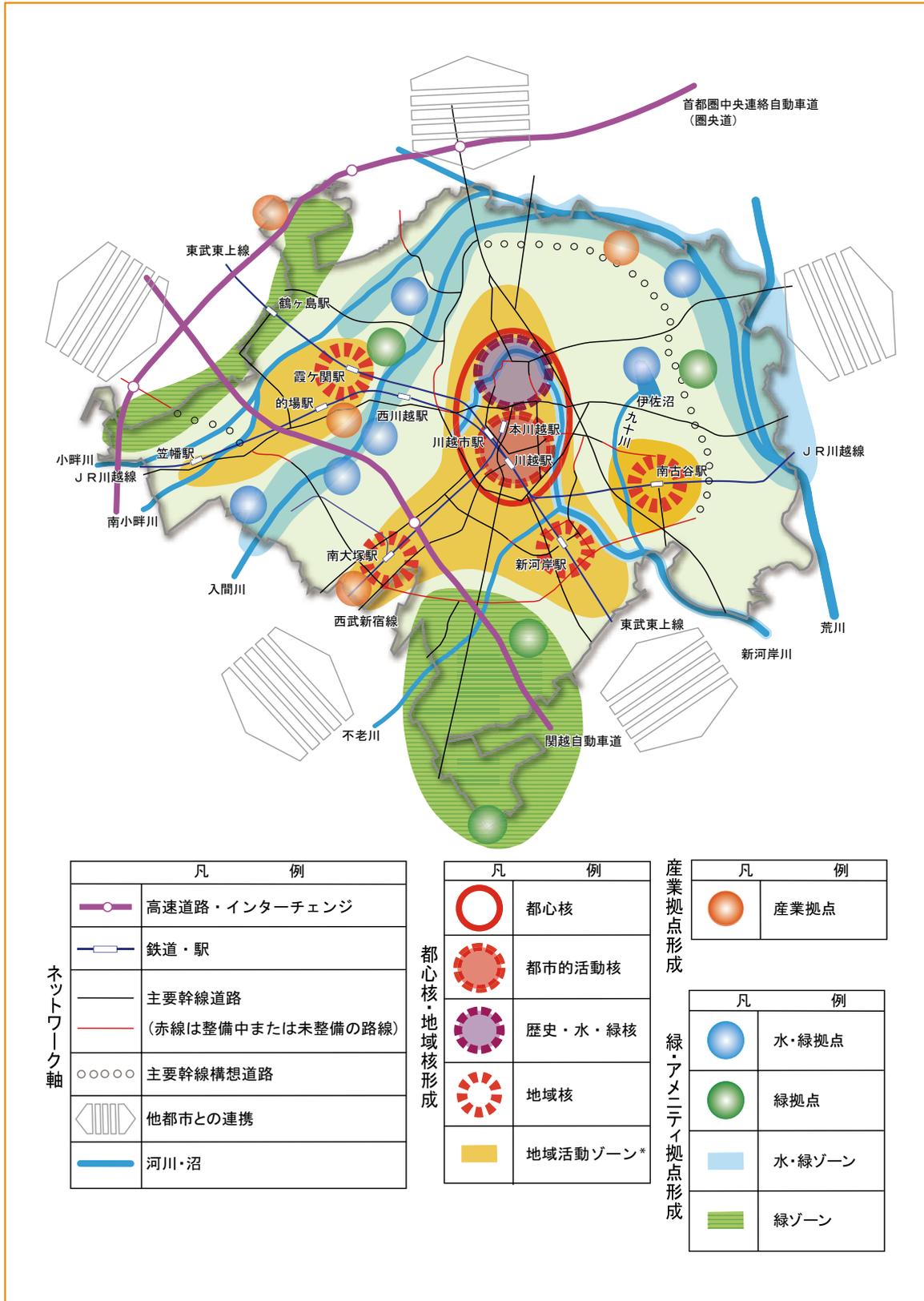
②自然環境的土地利用

農地や周辺の樹林地などについては、無秩序な市街化を防止するとともに、自然環境の保全を図るため計画的な整備を行い、適切に維持管理します。

水辺環境や周辺の樹林地などについては、自然環境を保全し、育む観点から、人と自然とのふれあいの場として、その整備、創出に努めます。

市民生活や都市活動などにより、新たな土地利用を進める場合は、農地や樹林地などの自然環境と生態系を十分考慮し、計画的な土地利用を図ります。

■将来都市構造図



凡	例
	高速道路・インターチェンジ
	鉄道・駅
	主要幹線道路 (赤線は整備中または未整備の路線)
	主要幹線構想道路
	他都市との連携
	河川・沼

凡	例
	都心核
	都市的活動核
	歴史・水・緑核
	地域核
	地域活動ゾーン*

凡	例
	産業拠点形成

凡	例
	水・緑拠点
	緑拠点
	水・緑ゾーン
	緑ゾーン

出典：第四次川越市総合計画

* 地域活動ゾーン：快適な都市活動を図るため、鉄道駅を中心とした活動的な市街地を位置付けたもの。

1 第二次計画の現状と評価

1.1 第二次計画の現状

本市においては、環境行政の総合的かつ計画的な推進を図るため、川越市環境基本条例に基づき、平成19年3月に第二次計画を策定しました。

第二次計画では、望ましい環境像である「みんなでつくる、自然・歴史・文化の調和した人と環境にやさしいまち」の実現に向けて、5つの環境目標を設定した上で、環境目標に沿った12の施策及び211の具体的取組を示しています。さらに、計画の実効性を確保するため、目標値設定のある30の環境指標と目標値設定をしない29の環境指標との合計59の環境指標を設定しています。

ここでは、①目標値設定のある30の環境指標の達成状況・目標値が未達成の20の環境指標の進捗状況、②目標値設定をしない29の環境指標の進捗状況、③環境目標達成に向けた211の具体的取組の実施状況、といった3つの視点から評価しました。

なお、第二次計画の進捗状況について、本市の環境の現状と環境の保全・創造に関する施策についての実施状況を取りまとめた年次報告書「かわごえの環境」を毎年度発行してきました。

①目標値設定のある30の環境指標の達成状況・目標値が未達成の20の環境指標の進捗状況

目標値設定のある30の環境指標について、平成17年度を基準年度として、平成26年度の実績を基に評価しました。達成した環境指標が10、未達成だった環境指標が20となっており、達成した環境指標は全体の3分の1にとどまっています。

また、目標値が未達成だった20の環境指標については、基準年度である平成17年度の実績と平成26年度の実績を比較した進捗状況を、「進展が見られる」、「横ばい」、「進展が見られない」の3区分に整理しました。

未達成だった環境指標のうち、全体の75%に進展が見られており、おおむね良好に推移していると評価します。

■目標値設定のある30の環境指標の達成状況・目標値が未達成の20の環境指標の進捗状況

施 策		目標値設定のある 30 の環境指標の達成状況			
		達成した 環境指標	未達成の環境指標		
			(再掲) 目標値が未達成の 20 の環境指標の進捗状況		
環境目標 1 地球環境にやさしく環境負 荷の少ない持続可能な地域 社会をつくる	1 地球温暖化対策の推進	1	2	進展が見られる	0
				横ばい	0
				進展が見られない	2
	2 資源循環型地域社会の 形成	0	3	進展が見られる	2
				横ばい	0
				進展が見られない	1
環境目標 2 市民の健康を守り、健やか な暮らしのできる環境を確 保する	3 人と環境にやさしい交 通体系の確立	2	2	進展が見られる	2
				横ばい	0
				進展が見られない	0
	4 化学物質の拡散防止	2	3	進展が見られる	2
				横ばい	1
				進展が見られない	0
	5 身近な水辺環境の保全	2	1	進展が見られる	1
				横ばい	0
				進展が見られない	0
環境目標 3 自然を大切にし、ともに生 き、次の世代に引き継ぐ	6 湧水の復活 (水の循環)	1	2	進展が見られる	1
				横ばい	1
				進展が見られない	0
	7 武蔵野の面影を残す自 然的環境の保全	0	1	進展が見られる	1
				横ばい	0
				進展が見られない	0
	8 身近な生き物の生育環 境の保全・創造	0	0	進展が見られる	0
				横ばい	0
				進展が見られない	0
環境目標 4 歴史と文化を生かし、快適 でうらおいのある都市環境 を創造する	9 歴史的文化的遺産の継承	0	2	進展が見られる	2
				横ばい	0
				進展が見られない	0
	10 都市のうらおいの創造	1	3	進展が見られる	3
				横ばい	0
				進展が見られない	0
環境目標 5 すべての人が環境づくりに 主体的に取り組み、協働す るしくみをつくる	11 環境教育・学習の推進	0	0	進展が見られる	0
				横ばい	0
				進展が見られない	0
	12 協働のしくみづくり・ 人づくり	1	1	進展が見られる	1
				横ばい	0
				進展が見られない	0
目標値設定のある 30 の環境指標の達成状況・ 目標値が未達成の 20 の環境指標の進捗状況		10	20	進展が見られる	15 (75%)
				横ばい	2 (10%)
				進展が見られない	3 (15%)

②目標値設定をしない29の環境指標の進捗状況

目標値設定をしない29の環境指標について、基準年度である平成17年度の実績と平成26年度の実績を比較した進捗状況を、「進展が見られる」、「横ばい」、「進展が見られない」の3区分に整理しました。

進展が見られる指標が16で約55%、進展が見られない指標が11で約38%となっています。全体としては進展が見られる指標が上回っているものの、平成26年度の実績の4割近くが、基準年度である平成17年度より進展が見られないという結果となりました。

■目標値設定をしない29の環境指標の進捗状況

施 策		目標値設定をしない 29の環境指標の進捗状況	
環境目標 1 地球環境にやさしく環境負荷の少ない持続可能な地域社会をつくる	1 地球温暖化対策の推進	進展が見られる	2
		横ばい	0
		進展が見られない	1
	2 資源循環型地域社会の形成	進展が見られる	0
		横ばい	0
		進展が見られない	0
環境目標 2 市民の健康を守り、健やかな暮らしのできる環境を確保する	3 人と環境にやさしい交通体系の確立	進展が見られる	2
		横ばい	0
		進展が見られない	1
	4 化学物質の拡散防止	進展が見られる	0
		横ばい	0
		進展が見られない	0
	5 身近な水辺環境の保全	進展が見られる	0
		横ばい	0
		進展が見られない	0
環境目標 3 自然を大切にし、ともに生き、次の世代に引き継ぐ	6 湧水の復活（水の循環）	進展が見られる	3
		横ばい	1
		進展が見られない	1
	7 武蔵野の面影を残す自然的環境の保全	進展が見られる	3
		横ばい	0
		進展が見られない	1
	8 身近な生き物の生育環境の保全・創造	進展が見られる	1
		横ばい	1
		進展が見られない	1
環境目標 4 歴史と文化を生かし、快適でうるおいのある都市環境を創造する	9 歴史的文化的遺産の継承	進展が見られる	2
		横ばい	0
		進展が見られない	0
	10 都市のうるおいの創造	進展が見られる	1
		横ばい	0
		進展が見られない	2
環境目標 5 すべての人が環境づくりに主体的に取り組み、協働するしくみをつくる	11 環境教育・学習の推進	進展が見られる	1
		横ばい	0
		進展が見られない	3
	12 協働のしくみづくり・人づくり	進展が見られる	1
		横ばい	0
		進展が見られない	1
目標値設定をしない 29 の環境指標の進捗状況		進展が見られる	16 (55.2%)
		横ばい	2 (6.9%)
		進展が見られない	11 (37.9%)

③環境目標達成に向けた211の具体的取組の実施状況

環境目標達成に向けた211の具体的取組について、基準年度である平成17年度からの実績を確認し、実施状況を「完了」、「順調」、「遅れ」、「未着手」の4区分に整理しました。

完了及び順調が約8割を占めており、おおむね良好に進行していると評価します。

一方、遅れは34で約16%、未着手は9で約4%となっており、全体として約2割の取組について、その原因を検証するとともに見直しを図る必要があります。

■環境目標達成に向けた211の具体的取組の実施状況

施 策		環境目標達成に向けた 211の具体的取組の実施状況				
		施策数	完了	順調	遅れ	未着手
環境目標 1 地球環境にやさしく環境負荷の少ない持続可能な地域社会をつくる	1 地球温暖化対策の推進	23	4	16	2	1
	2 資源循環型地域社会の形成	24	1	22	1	0
環境目標 2 市民の健康を守り、健やかな暮らしのできる環境を確保する	3 人と環境にやさしい交通体系の確立	14	1	12	1	0
	4 化学物質の拡散防止	21	0	21	0	0
	5 身近な水辺環境の保全	16	0	15	0	1
環境目標 3 自然を大切にし、ともに生き、次の世代に引き継ぐ	6 湧水の復活（水の循環）	17	0	15	1	1
	7 武蔵野の面影を残す自然的環境の保全	14	0	8	6	0
	8 身近な生き物の生育環境の保全・創造	13	1	7	5	0
環境目標 4 歴史と文化を生かし、快適でうるおいのある都市環境を創造する	9 歴史的文化的遺産の継承	13	0	12	1	0
	10 都市のうるおいの創造	29	1	18	6	4
環境目標 5 すべての人が環境づくりに主体的に取り組み、協働するしくみをつくる	11 環境教育・学習の推進	15	0	7	8	0
	12 協働のしくみづくり・人づくり	12	3	4	3	2
合 計		211	11	157	34	9
環境目標達成に向けた 211 の具体的取組の実施状況の割合		100%	5.2%	74.4%	16.1%	4.3%

1.2 第二次計画の評価

第二次計画では、望ましい環境像の実現を目指し、各種の施策に取り組んできました。

前述のとおり、①目標値設定のある30の環境指標の達成状況・目標値が未達成の20の環境指標の進捗状況、②目標値設定をしない29の環境指標の進捗状況、③環境目標達成に向けた211の具体的取組の実施状況は、全体としておおむね良好に成果を上げてきましたが、一部に遅れが生じ、引き続き課題となっているものもあります。

主な課題を、環境目標達成に向けた211の具体的取組の実施状況の施策ごとに抽出すると、「7 武蔵野の面影を残す自然的環境の保全」については、市民の森の指定、(仮称)川越市森林公園の整備等の取組が挙げられます。

「8 身近な生き物の生育環境の保全・創造」については、野生生物の分布・生態等に関する調査・研究、外来生物の情報提供等の取組が挙げられます。

「10 都市のうるおいの創造」については、生活空間の緑化、屋上・壁面緑化等の取組が挙げられます。

「11 環境教育・学習の推進」については、環境教育の実践、こどもエコクラブの推進等の取組が挙げられます。

「12 協働のしくみづくり・人づくり」については、アドバイザー制度の活用、高齢者の活用等の取組が挙げられます。

第三次計画では、第二次計画の現状と評価を踏まえ、社会情勢の変化や市民意識の変化等への対応を図り、本市の実情に応じた取組を推進していきます。

2 緑の計画改定版の現状と評価

2.1 緑の計画改定版の実施状況

本市においては、都市緑地法に基づき、都市の緑とオープンスペースに関する総合的な計画として、平成20年3月に緑の計画改定版を策定しました。

ここでは、便宜的に緑の計画改定版の評価をするため、①重点計画における36項目の取組の実施状況、②個別計画における80項目の取組の実施状況といった2つの視点から、基準年度である平成17年度からの実績を確認し、実施状況を「完了」、「順調」、「遅れ」、「未着手」の4区分に整理しました。

①重点計画における36項目の取組の実施状況

重点計画における36項目の取組の実施状況は、完了及び順調と、遅れ及び未着手が同程度となっており、十分に進んでいるとはいえない状況です。重点計画は緑の基本計画の中でも、先導的な事業であるため、取組が十分に進んでいない原因を検証し、改善を図っていく必要があります。

■重点計画における36項目の取組の実施状況

重点計画	重点計画における 36 項目の取組の実施状況				
	施策数	完了	順調	遅れ	未着手
1 花いっぱい運動の展開	8	2	2	2	2
2 ふれあいの水辺づくり	13	2	7	4	0
3 ふるさとの雑木林づくり	7	0	3	4	0
4 小江戸回廊づくり	8	0	3	5	0
合 計	36	4	15	15	2
重点計画における 36 項目の取組の実施状況の割合	100%	11.1%	41.7%	41.7%	5.6%

②個別計画における80項目の取組の実施状況

個別計画における80項目の取組の実施状況は、完了及び順調と、遅れ及び未着手が同程度となっており、十分に進んでいるとはいえない状況です。取組が十分に進んでいない原因を検証し、改善を図っていく必要があります。財源の確保が困難な状況の中で、より効果的、効率的に施策を推進し、緑を保全・創出していくことが求められています。

■個別計画における80項目の取組の実施状況

個別計画		個別計画における 80 項目の取組の実施状況				
		施策数	完了	順調	遅れ	未着手
1 川越の歴史的環境を形成する水と緑を守る	1) 川越を特徴づける歴史的環境の保全	6	0	4	2	0
	2) 川越の豊かな都市環境の基盤となる水と緑と田園の保全	5	0	1	4	0
	3) 生物生息空間となる緑の保全	9	0	3	5	1
2 歴史と文化が香る緑豊かなまちをつくる	1) 歴史・自然を生かしたシンボル空間となる都市公園等の整備	5	0	3	2	0
	2) 市民の活動拠点・身近な活動空間となる都市公園等の整備	7	0	4	3	0
	3) 歴史がいきづく緑の道なみ・川なみづくりによる水と緑のネットワークの形成	10	1	4	4	1
	4) 市民の安全を守り防災に配慮した安心して利用できる都市公園等の整備	6	0	3	3	0
	5) 緑のまちづくりの拠点となる公共施設の緑化	9	0	5	4	0
	6) 歴史の香る緑の家なみづくり	7	0	2	5	0
3 水と緑のまちを育てる	1) 市民交流を通じた都市緑化の推進	3	0	3	0	0
	2) 緑に関する普及・啓発活動の推進	6	0	4	1	1
	3) 市民・事業者・民間団体・行政の協働による水と緑を守り・つくり・育てるしくみづくり	7	0	2	2	3
合 計		80	1	38	35	6
個別計画における 80 項目の取組の実施状況の割合		100%	1.3%	47.5%	43.8%	7.5%

2.2 緑の現況

平成26年3月末現在、本市における緑の現況面積は5,664.9haで、市域面積の51.9%を占めています。その内訳は「農地、牧草地その他これらに類するもの（以下「農地・牧草地」といいます。）」が3,894.9haで最も多く、次いで「水面・水辺」、「山林・原野その他これらに類するもの（以下「山林・原野」といいます。）」、「公共施設緑地」、「都市公園」、「民間施設緑地」の順となっています。

「農地・牧草地」は市街化区域を取り囲む形でまとまった規模で位置しており、市街化区域内においても、南古谷地区、高階地区、福原地区、大東地区等の市の南部を中心に点在しています。

「山林・原野」は、福原地区、霞ヶ関地区西部、名細地区北部等にまとまった量が分布しており、これらの多くは雑木林です。また、市街化区域内の「山林・原野」は少なく、社寺境内地に見られる程度となっています。

「水面・水辺」は入間川、小畔川が市を取り囲むように流れています。また、東部の古谷地区には、県内最大規模の自然湖沼である伊佐沼が位置しており、ここから九十川が南部に向かって流れています。また、本庁地区を取り囲むように流れる新河岸川をはじめ、多くの河川が市内を流れています。

平成17年からの緑の変化を見ると、全体では306.5haの緑が減少しています。特に「農地・牧草地」が著しく、315.1haが減少しています。その一方、施設緑地である都市公園の整備等により、28.0haの緑が創出されています。

■緑の構成

区 分		平成 26 年 3 月 面積 (ha)	平成 17 年 3 月 面積 (ha)	増減面積 (ha)
施設緑地	都市公園	161.3	146.0	15.3
	公共施設緑地	162.9	152.4	10.5
	民間施設緑地	104.9	102.7	2.2
その他の緑 (地目別)	水面・水辺：河川・池沼・水路・河岸	867.0	884.9	-17.9
	山林・原野その他これらに類するもの	473.9	475.4	-1.5
	農地・牧草地その他これらに類するもの	3,894.9	4,210.0	-315.1
緑の現況量 総計		5,664.9	5,971.4	-306.5
市域 (10,916.0ha) に対する割合		51.9%	54.7%	-2.8%

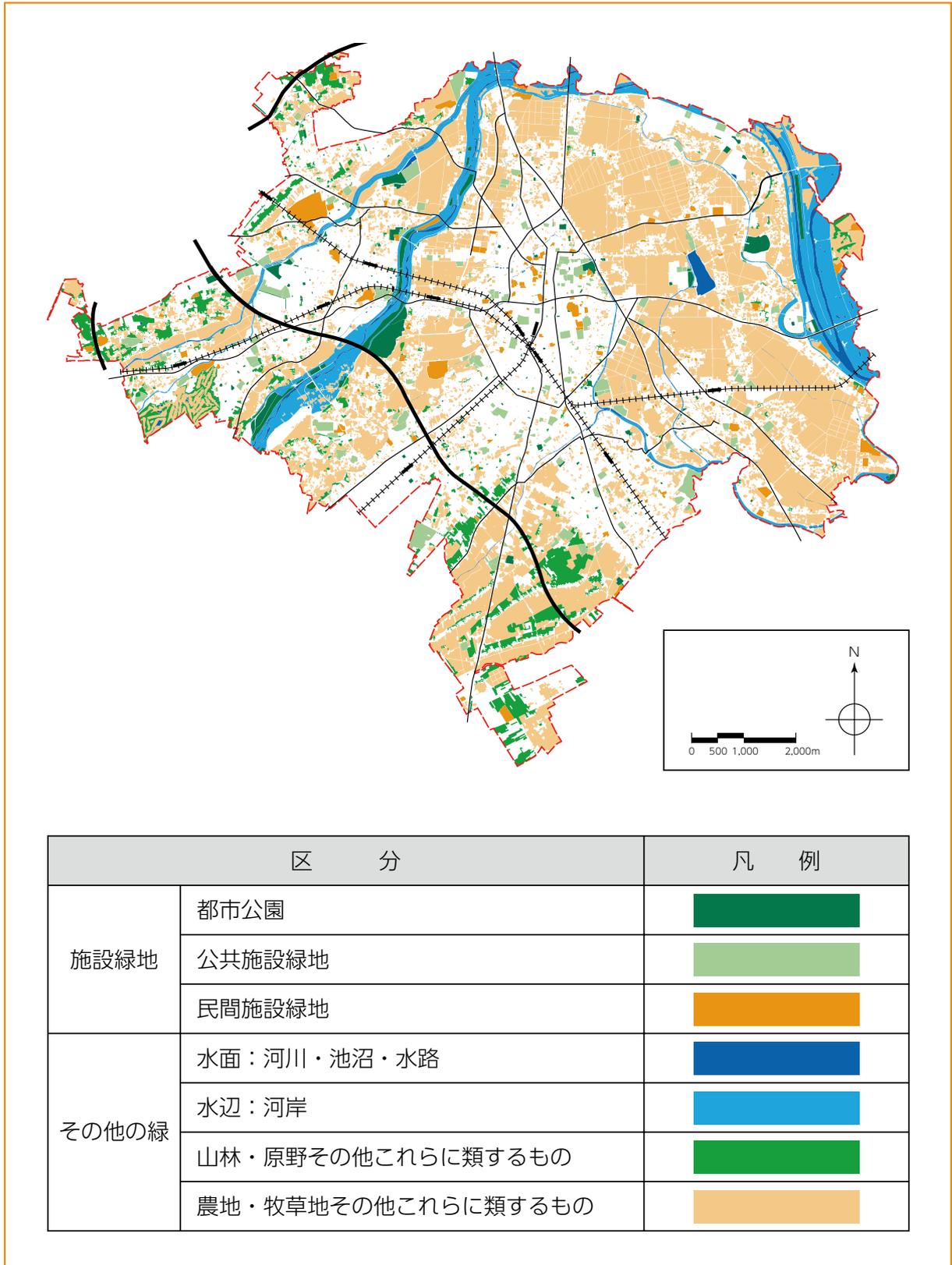
※ 緑の現況調査方法について

空中写真のオルソ画像より、「緑被率標準調査マニュアル」(東京都環境保全局)に基づき、緑被等抽出(樹木地、草地、農地、裸地、水面)を行い、施設緑地では自然面(樹木地、雑草地、農地、裸地、水面)を緑地面積とし、その他の緑は、緑被地を地目別に水面・水辺・農地に分類し、山林・原野については、民有林・保存樹林等を含むまとまりのある緑被地を対象とした。

※ 市の面積について

国土地理院が公表した全国都道府県市区町村別面積調(平成26年10月1日時点)によると川越市の面積は109.13km²に変更となった。しかし、本データは平成26年3月末時点のものであるため、従来の109.16 km²を採用して計算した。

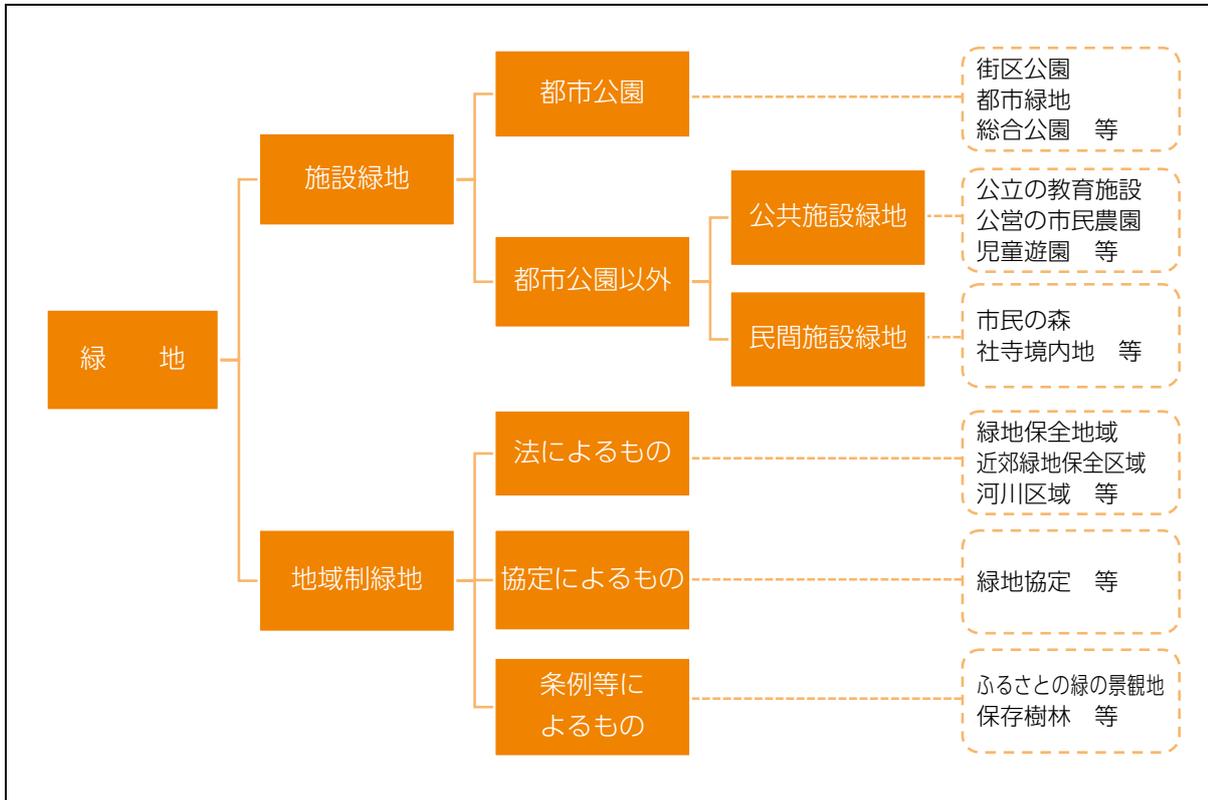
■緑の現況図



2.3 緑地の現況

緑地の分類と現況（平成26年3月末現在）については、以下のとおりです。

■緑地の分類



①施設緑地の現況

1) 都市公園

都市公園の整備状況は、都市計画区域内全体で298箇所（平成17年から121箇所増）、161.3ha整備されており、市民1人当たりの都市公園面積は、4.6㎡（平成17年から0.2㎡増）となっています。

主な公園としては、川越運動公園（運動公園）、初雁公園（運動公園）、御伊勢塚公園（地区公園）、伊佐沼公園（風致公園）、安比奈親水公園（都市緑地）、仙波河岸史跡公園（歴史公園）、川越公園（総合公園：県営）等が挙げられます。

■都市公園の種別ごとの整備状況（平成26年3月末現在）

種 別			市街化区域※		都市計画区域	
			整備量		整備量	
			箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	152	20.6	254	26.2
		近隣公園	5	7.0	6	9.2
		地区公園	1	4.4	1	4.4
	都市基幹公園	総合公園	1	39.6	2	41.7
		運動公園	1	4.5	2	18.0
特殊公園		風致公園	0	0.0	1	2.9
		動植物公園	0	0.0	0	0.0
		歴史公園	2	1.0	3	2.3
		墓園	0	0.0	0	0.0
		その他	0	0.0	0	0.0
広場公園			1	0.1	1	0.1
広域公園			0	0.0	0	0.0
緩衝緑地			1	1.2	1	1.2
都市緑地			4	4.0	27	55.3
緑道			0	0.0	0	0.0
都市林			0	0.0	0	0.0
国の設置によるもの			0	0.0	0	0.0
都市公園計			168	82.4	298	161.3

※市街化区域は隣接を含む

資料：公園整備課

2) 公共施設緑地

公共施設緑地は、公立の教育施設、公営の市民農園、児童遊園等が挙げられます。総面積は、162.9haです。平成17年と比較すると、10.5ha増加しています。

3) 民間施設緑地

民間施設緑地は、社寺境内地、公開している民有林（市民の森等）等が挙げられます。総面積は、104.9haです。平成17年と比較すると、2.2ha増加しています。

②地域制緑地の現況

地域制緑地の指定状況は、以下のとおりです。

平成17年と比較すると、農用地区域が49.0ha、生産緑地地区が19.1ha減少し、保存樹林が1.8ha増加しています。

■地域制緑地の指定状況（平成26年3月末現在）

区 分	面積 (ha)	備 考
生産緑地地区	142.2	都市計画課資料
近郊緑地保全区域	512.9	環境政策課資料
農用地区域	2,387.0	農政課資料
河川区域	985.0	緑地現況図
天然記念物	(8箇所)	文化財保護課資料
史跡	4.8	文化財保護課資料（河越館跡のみ）
ふるさとの緑の景観地	48.0	環境政策課資料
保存樹林	45.9	環境政策課資料

③緑地の総量

本市における緑地の総量は、3,939.7haとなり、市全体で36.1%を占めています。平成17年と比較すると、面積で101.9ha、割合で0.9%減少しています。

■施設緑地及び地域制緑地の現況量（平成26年3月末現在）

区 分		面積 (ha)
施設緑地	都市公園	161.3
	公共施設緑地	162.9
	民間施設緑地	104.9
	施設緑地小計	429.1
	施設緑地間の重複	-2.7
	施設緑地合計	426.4
地域制緑地	近郊緑地保全区域	512.9
	生産緑地地区	142.2
	その他法等によるもの※	3,470.7
	地域制緑地小計	4,125.8
	地域制緑地間の重複	-525.5
	地域制緑地合計	3,600.3
施設・地域制緑地間の重複		-87.0
緑地現況量		3,939.7
市域（10,916.0ha）に対する割合		36.1%

※ その他法等によるもの

農用地区域、河川区域、史跡、保存樹林、ふるさとの緑の景観地

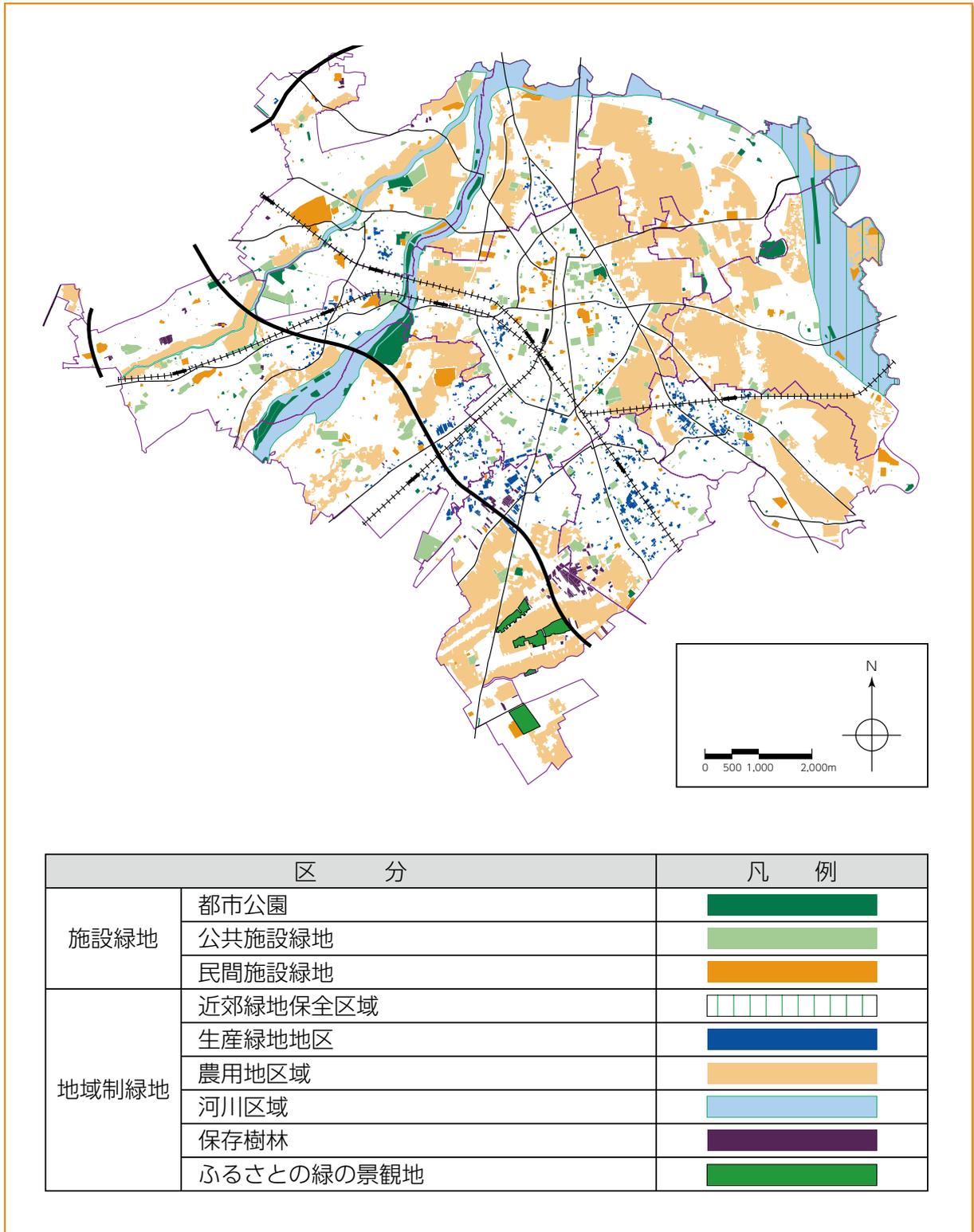
※ 緑地の総量調査方法について

施設緑地は緑の現況調査と同様で、地域制緑地は各課の資料をもとに卓上積み上げを行い、重複部分を計測処理した。

※ 市の面積について

本データは平成26年3月末時点のものであるため、従来の109.16km²を採用して計算した。

■緑地の現況図



2.4 緑の計画改定版の評価

緑の計画改定版では、計画の基本姿勢を「みんなではぐくむ 水と緑と歴史のまち・川越」としています。その基本姿勢を先導する計画を「重点計画」として、また、基本方針を実現させるための具体的な計画を「個別計画」として、さらに、地区ごとの緑に関する方針を示す計画を「地区別計画」として構成しました。

重点計画では、「2 ふれあいの水辺づくり」については、池辺公園やなぐわし公園の一部の整備を実施したことなど順調に進みましたが、「1 花いっぱい運動」については、花いっぱいコンテストの開催や市民花壇の設置等が順調に進む一方で、緑化センターの設置など未着手の取組も見られました。

個別計画では、「3.1) 市民交流を通じた都市緑化の推進」については、苗木配布をはじめとする緑に関するイベントを開催するなど順調に進みましたが、「1.3) 生物生息空間となる緑の保全」や「3.3) 市民・事業者・民間団体・行政の協働による水と緑を守り・つくり・育てるしくみづくり」は遅れが目立つだけでなく、未着手の取組も見られました。

また、緑の現況からは、都市公園数は着実に増加しているものの、樹林面積は年々減少していることが分かり、法や条例等で担保された緑をいかに増やしていくかが重要となります。

緑に関する施策をより推進していくためには、計画の中に位置付けられた取組を長期的な視点で捉えて、段階的に進めていく必要があります。また、市だけでなく、市民、事業者及び民間団体との協働による取組が必要不可欠で、それぞれが役割を認識した上で積極的に行動することが重要です。

3 川越市の環境に関するアンケート調査結果の概要

第三次計画及び緑の計画H28改定版の策定に当たり、市民2,000人に対し、川越市の環境及び緑に関するアンケート調査を実施しました。以下にその結果の概要を示します。

※集計は、小数第2位を四捨五入して算出しているため、回答率の合計が100%にならない場合があります。

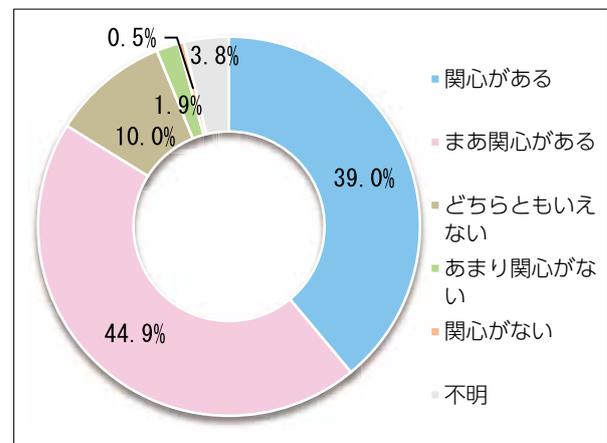
3.1 川越市の環境に関するアンケート調査の概要

対 象 者	20歳以上の市民の中から無作為に抽出
サ ン プ ル 数	2,000人（内訳：男性1,000人、女性1,000人）
調 査 期 間	平成26年9月5日～9月19日
調 査 方 法	調査票の郵送配布・郵送回収
回 収 数（回 収 率）	844人（42.2%）

3.2 環境問題への関心度

市民の環境問題への関心度を見ると、「関心がある」または「まあ関心がある」と回答した割合は合わせて約84%と高く、市民の環境問題への関心の高さがうかがえます。

■環境問題への関心度



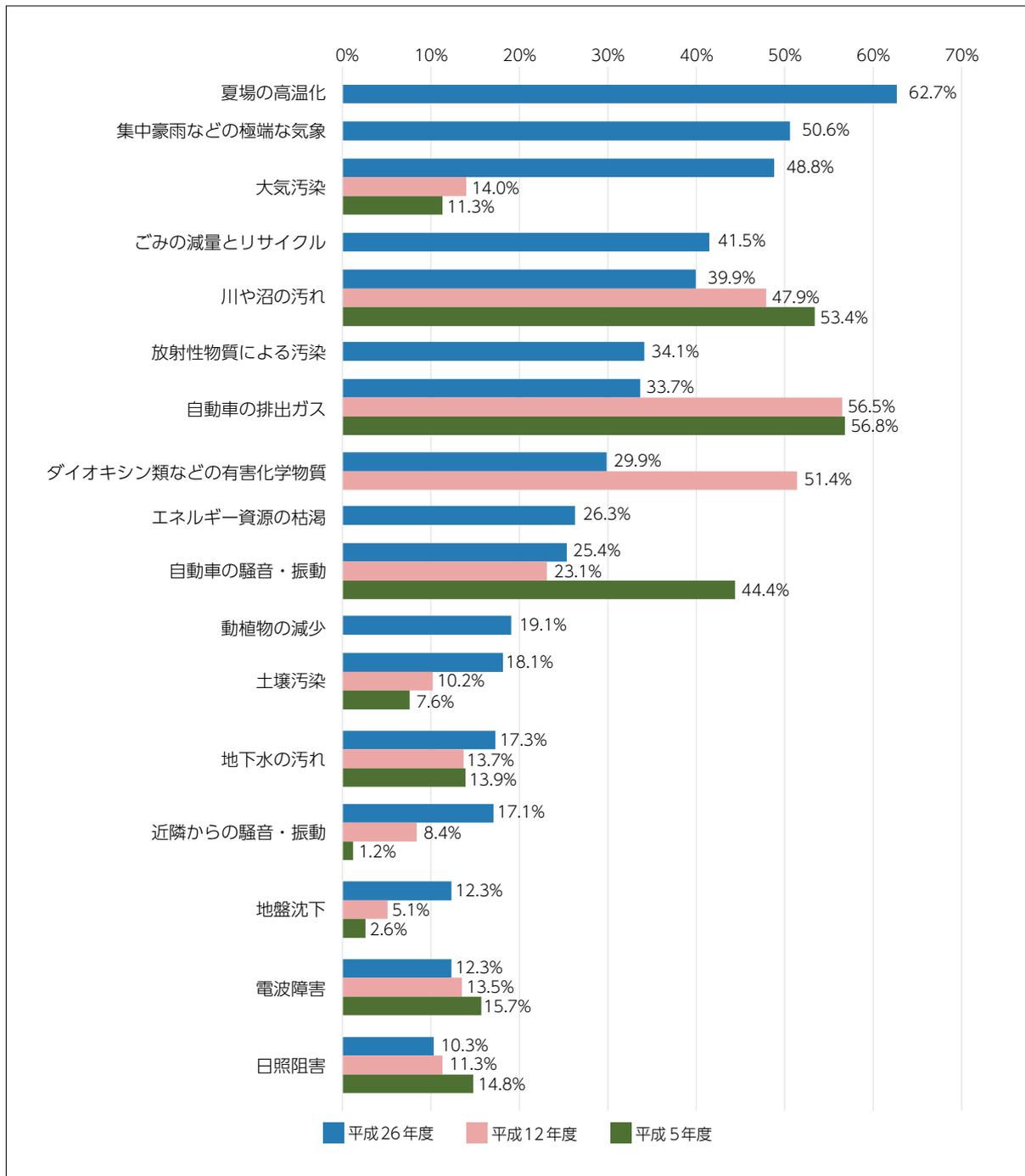
3.3 身のまわりで関心のある環境問題

下のグラフでは、身のまわりの環境問題の中で、特にどのような問題に対する関心が高いかをアンケート結果から示しています。

「夏場の高温化」、「集中豪雨などの極端な気象」など、ニュースで報じられたり、災害につながるおそれのある問題等への関心が高くなっています。

身のまわりの環境問題への関心度がどのように変化しているか、過去に行われたアンケート結果と比較します。

■身のまわりで関心のある環境問題



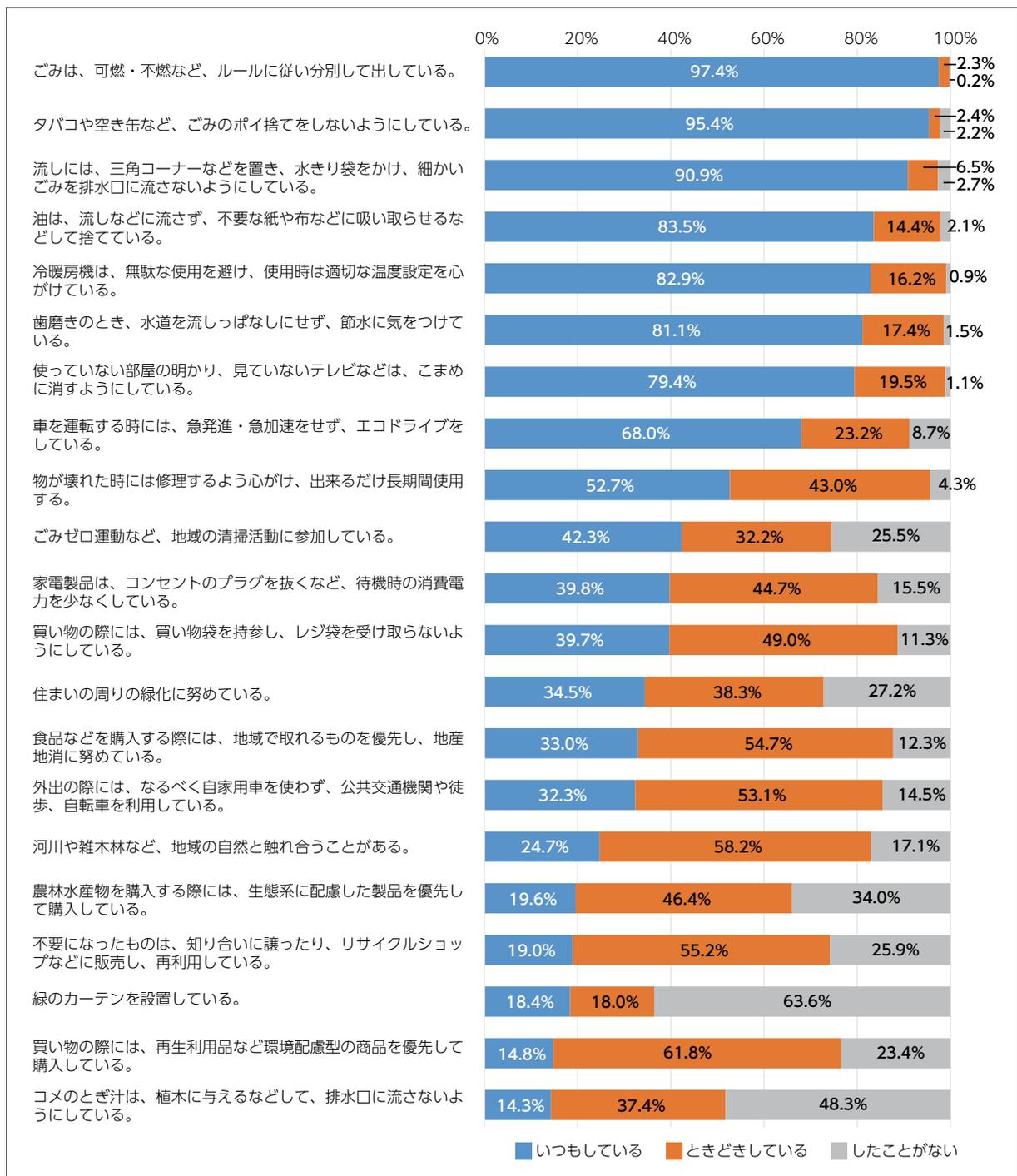
3.4 環境に負担をかけないように実践していること

下のグラフでは、環境に負担をかけないために、どのようなことを実践しているかを示しています。

ごみの分別や節水・節電、ごみのポイ捨てをしないとといった取組は、多くの市民に浸透していることがうかがわれます。

一方で、リサイクルや緑化の推進に関する取組など、十分に浸透していないと考えられるものも見られます。

■環境に負担をかけないように実践していること



下表では、各取組の実践がどのように変化してきたかを過去のアンケートと比較しました。なお、ここで示している数値は、「いつもしている」、「ときどきしている」を合計した数値となっています。

「ごみの減量・リサイクル」や「省エネルギー」に関する取組は、全体として向上している傾向が見られます。

一方、「住まいの周りの緑化に努める」は、徐々にですが減少しています。

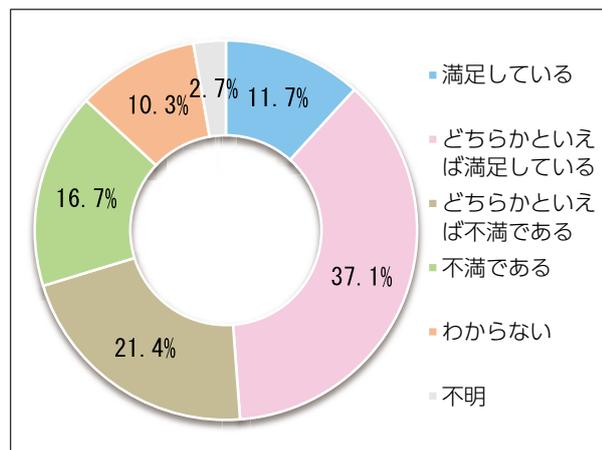
取組	環境に負担をかけないよう実践していること	平成 26 年度	平成 12 年度	平成 5 年度
ごみの減量・リサイクル	ルールに従い分別	99.8%	96.7%	99.5%
	買い物袋を持参	88.7%	41.6%	—
	物が壊れた時には修理	95.7%	93.6%	—
	不要になったものは再利用	74.1%	—	—
	環境配慮型商品を優先購入	76.6%	—	—
節水・水の循環	油は流しなどに流さない	97.9%	88.1%	92.1%
	コメのとき汁は排水口に流さない	51.7%	48.0%	41.7%
	細かいゴミは排水口に流さない	97.3%	89.6%	93.1%
	歯磨きの時の節水に気をつける	98.5%	91.8%	94.1%
省エネルギー	使っていない電気はこまめに消す	98.9%	97.4%	97.8%
	冷暖房機は適温設定を心がける	99.1%	95.1%	96.7%
	なるべく自家用車は使わない	85.5%	78.4%	83.1%
	エコドライブを心がける	91.3%	72.6%	85.8%
	待機時の消費電力を少なくする	84.5%	79.7%	—
	緑のカーテンを設置している	36.4%	—	—
自然や生き物の保全	住まいの周りの緑化に努める	72.8%	75.4%	77.1%
	地域の自然と触れ合う	82.9%	—	—
	生態系に配慮した製品を優先購入	66.0%	—	—
	地産地消に努める	87.7%	—	—
美化活動	地域の清掃活動に参加	74.5%	71.9%	66.8%
	ごみのポイ捨てをしない	97.8%	—	—

※調査年度によってアンケート調査項目の表現が異なっているため、上記表の「実践していること」の項目は要約で記載しています。

3.5 地域の公園等に対する評価及び緑を守り増やすために望むこと

居住している地域における公園や広場に対する満足度を右のグラフに示します。「満足している」、「どちらかといえば満足している」を合わせると約50%を占めていますが、一方では「不満である」、「どちらかといえば不満である」の合計も約40%となっています。

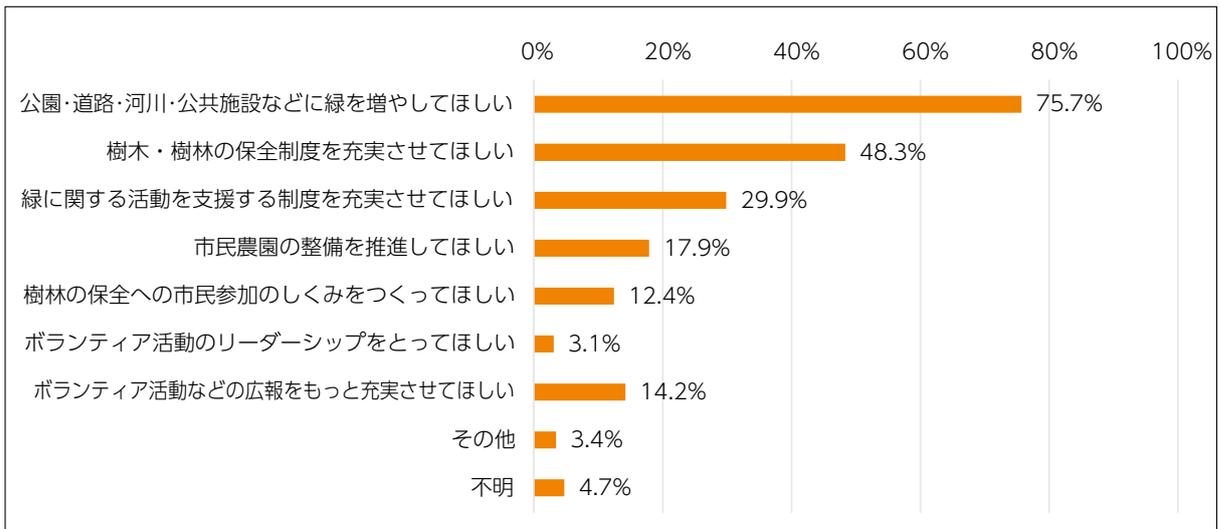
■地域の公園等に対する評価



下のグラフでは、まちの緑を守り増やすために望むことに対する意識調査の結果を示します。

「公園・道路・河川・公共施設などに緑を増やしてほしい」は約76%、「樹木・樹林の保全制度を充実させてほしい」が約48%と高い数値を示しているのに対し、「市民農園の整備を推進してほしい」は約18%、「樹林の保全への市民参加のしくみをつくってほしい」は約12%となっています。

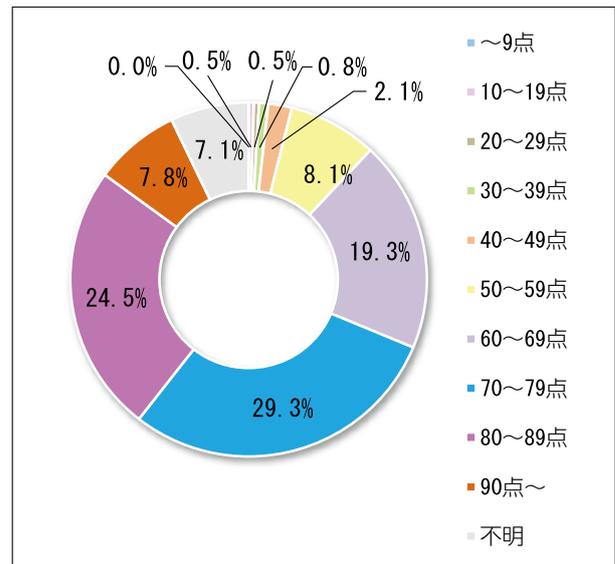
■まちの緑を守り増やすために望むこと



3.6 川越市の環境の点数

最後に、川越市の環境を100点満点で評価した結果について右のグラフで示します。結果は、50点以下と答えた市民はわずか約4%と少なく、80点以上は約32%、平均点は約70点となっています。

■川越市の環境の点数



4 今後の課題

4.1 環境基本計画の課題

①第三次計画の考え方について

「第二次計画の現状と評価」に見られるとおり、第二次計画に示した環境指標及び具体的取組の進捗状況は、おおむね順調に進行したと認めることができます。ただし、環境目標3、環境目標4及び環境目標5の一部の具体的取組については、「遅れ」と判断された取組が見受けられました。

国の第四次環境基本計画では、環境行政の目指すべき持続可能な社会として「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成することを前提として、「安全」がその基盤として確保される社会であると位置付けられました。

第三次計画においては、これらの考え方を取り入れた施策の体系に整備するとともに、第二次計画の現状と評価で明らかになった課題や国内外の環境政策の動向を取り入れた新たな環境指標・目標値を踏まえ、本市の環境政策を効果的かつ効率的に推進していきます。

②課題

1) 低炭素社会の実現に向けて

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書では、気候システムの温暖化には疑う余地がなく、「20世紀半ば以降に観測された温暖化の支配的な要因は、人による温室効果ガスの排出であった可能性が極めて高い」と報告されました。温室効果ガスの継続的な排出は、これまで以上の温暖化と気候システムの変化をもたらすものと予測されており、人々の生活や生態系にとって、深刻で取り返ししようのない影響が懸念されます。これらのことから、2015年12月の気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、地球温暖化対策の新たな枠組みとなる「パリ協定」が採択されました。

気候変動のリスクを抑制することは、生き物全てにとって喫緊の課題です。川越に暮らす私たちも地球上で生活する一員という認識に立ち、温室効果ガスの排出削減や気候変動への適応策を通じて、低炭素社会の実現に向けて取り組む必要があります。

2) 生物多様性の保全に配慮した自然共生に向けて

本市は、荒川、入間川、伊佐沼等の水辺空間、武蔵野の面影を残す雑木林等の樹林地、広大な水田や畑等、自然的な環境資源を有しています。しかし、都市化に伴う土地の改変が進み、このような豊かな環境資源が失われつつあります。

自然の恵みを将来にわたり享受できる自然共生社会の実現に向け、人と自然が共生できるよう、エコロジカル・ネットワークの形成、野生生物の適正な保護管理と外来種対策の強化、自然環境データの整備等について取り組む必要があります。

3) 自然災害に備えた防災・減災対策と放射性物質等による新たな環境リスクへの対応

2011年3月11日に発生した東日本大震災は、大規模な地震に加え、津波による甚大な人的、物的被害をもたらしました。また、震災に伴う福島第一原子力発電所事故によって放出された放射性物質は、環境汚染をもたらす新たな課題として、その影響は本市にも及んでいます。

大規模な自然災害や、短時間での強雨がもたらす浸水、冠水等の都市型災害は、市民の生活に直結する脅威となります。避難場所の確保から市民、事業者等への情報伝達まで、多様な災害対策が求められています。

また、これまで環境法令の対象外となっていた放射性物質による環境汚染は、その影響に不確定な要素が多くあります。本市でも市民の健康上の不安を解消するため、大気及び土壌中の放射性物質のモニタリング、ごみ処理施設における放射能濃度及び空間放射線量の測定、水道水における放射性物質検査等を実施し、併せて、市民からの健康相談、持ち込み検査、放射性物質の影響等についての情報提供にも適正に取り組んでいます。

今後も、国、県の動向を見据えながら、自然災害に備えた防災・減災対策や放射性物質等による新たな環境リスクへの対応を推進していきます。

4) 持続可能な社会を構築するために

本市の将来の望ましい環境像を実現するとともに、持続可能な社会を構築していくためには、社会経済システムに環境配慮が織り込まれ、環境的側面から持続可能であると同時に、経済・社会の側面についても健全で持続的でなければなりません。

1987年の環境と開発に関する世界委員会報告書によれば、持続可能な社会とは、「将来の世代のニーズを満たしつつ、現在の世代のニーズも満足させる」と定義されています。環境問題の中には、地球温暖化対策、生物多様性の保全、資源の枯渇の回避等、現在の私たちのみならず、50年、100年という長期的展望に立ち、状況の変化を捉えていく性質の問題も存在します。

私たちの「子ども」や「孫」あるいは未来に生きる「誰か」のために、物質的、精神的な面の双方において豊かである社会を築き、それを将来の世代に引き継いでいくために、持続可能な社会の構築に向けて取り組む必要があります。

4.2 緑の基本計画の課題

①緑の計画H28改定版の考え方について

- 緑に関する取組は長期的な視点で捉える必要があるため、基本的には緑の計画改定版の考え方を継承し、施策を推進していくことで本市の緑を保全・創出していきます。
- 平成23年10月に都市緑地法運用指針の改正があり、生物多様性の確保の視点が追加されました。これを受け、今まで以上に生き物の生息・生育空間の創出、保全、再生及びネットワーク化（エコロジカル・ネットワーク）を計画的に進めていくことが重要です。

②課題

1) 緑の保全・維持・活用に向けて

【環境保全機能】

- 荒川、入間川、小畔川、新河岸川等の河川や福原地区、霞ヶ関地区西部等の樹林地、伊佐沼等の池沼は、環境基盤の骨格であるだけでなく、生き物の生息・生育空間としても重要であるため、計画的な保全が必要です。
- 歴史ある社寺の緑や屋敷林等は、都市環境負荷の低減につながるため、将来にわたって保全していく必要があります。

【レクリエーション機能】

- 都市公園や広場等は利用者のニーズに対応するよう維持・活用施策を検討する必要があります。
- 市民農園は自然や農業とふれあう空間として重要であるため、市街地内の農地を有効活用する必要があります。

【防災機能】

- 災害時の安全性の確保に資する緑として、延焼・類焼の緩衝地帯となる樹林地や緑地を保全するとともに、避難場所となる学校や公園、避難経路となる道路等の樹木等の保全・育成を図る必要があります。

【景観保全機能】

- 武蔵野の面影を残す雑木林や屋敷林、市東部地域の広大な田園等、地域における人々と自然との関わりの中で形成されてきた歴史的文化的景観の保存活用を図る必要があります。

2) 都市公園等の整備に向けて

- 平成17年3月末と比較すると、都市公園数は121箇所増加したものの、市民1人当たりの都市公園面積は0.2㎡の増加にとどまっています。さらに、アンケート調査の結果でも公園等の充実を望む声が約76%と高く、引き続き公園整備を進めていく必要があります。
- 誰もが安心して利用できる都市公園等とするため、施設のリニューアルやユニバーサルデザイン化を進める必要があります。
- 市街地にゆとりや潤いを与えるため、都市公園やポケットパークなど、緑の拠点や休息空間を新たに創出する必要があります。
- 安全・安心なまちづくりを推進するため、誰もが安心して利用できるような身近な都市公園等を整備する必要があります。
- 防災機能の強化を図るため、避難場所・防災拠点となる都市公園等の整備を進める必要があります。
- 豊かな地域づくりを推進するため、地域の個性を生かした観光振興に資する都市公園や、地域の拠点の整備が必要です。
- 都市公園等の計画や管理運営において、市民、事業者及び民間団体が参画しやすい環境を整える必要があります。

3) 都市緑化の推進に向けて

- これまでの民有地や公共施設に対する緑化施策を継続すると同時に、市街地においては、緑地協定の締結や屋上、壁面、駐車場等における緑化等、都市に緑を創出する施策を推進する必要があります。
- 土地区画整理事業区域や今後整備される道路等については、緑化施策の展開により都市に緑の空間を創出することが必要です。
- 市民、事業者、民間団体及び市の連携による都市の緑化を推進していくしくみづくり等が必要で



第3章